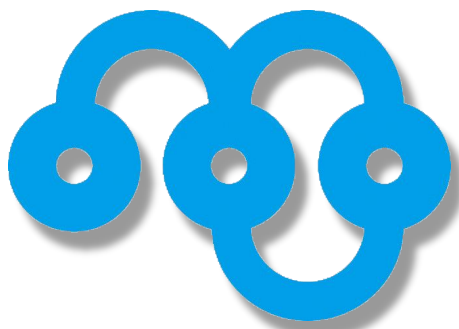


学習等に関わる基本情報

学校法人西野学園

札幌心療福祉専門学校



I 学校方針・学校重点施策
教育課程編成方針・学校教育方針

II 学則

III 学習等に関わる規則

I 札幌心療福祉専門学校

学校方針・学校重点施策・教育課程編成方針・学校教育方針

学校方針

本校は、学生と教職員が共に学び成長する「共育」の理念のもと医療・福祉・保健の総合的な教育を通して、自ら積極的に学び「探究」し広い視野で「創造」し、社会のニーズに適応し利他の心をもって「貢献」する学生を人と人のつながりの中で育て、多様性を認め合う共生社会の実現に寄与する人材を育成する。

学校重点施策

1. カリキュラムマネジメントを組織的に進め「わかる授業」を推進する。
2. 学校の魅力発信に努めるとともに一人一人の学生を大切にする学校運営に取り組む。
3. 教員の資質を高めるとともにチームとしての組織力を高めていく。
4. 社会の変化に適応するための業務改善と学校体制の見直し。
5. 社会から求められる学科のあり方の検討。

教育課程編成方針

教育課程の編成にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された関係施設等の要請その他の情報・意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努める。

学校教育方針（3つのポリシー）

精神保健福祉科では、社会の幸福に寄与する人材を社会に送り出すため、次の3つのポリシーを学校教育方針として掲げる。

【ディプロマポリシー】

札幌心療福祉専門学校 精神保健福祉科では、教育課程に従い所定の課程を修め、かつ下記の要件を満たしたものに卒業を認めます。

1. 精神保健福祉・社会福祉、医療分野における基本的知識と対人援助技術を習得している人
2. 総合的な学習経験を活用し、課題発見・課題解決能力を持ち、かつ創造的思考力を身につけている人
3. 精神保健福祉・社会福祉の理論や実践方法を理解でき、かつ実践に活かす方法論を習得し社会に貢献できる人
4. 習得した知識を実践の場で活用できる技能・能力を持つ人
5. 対人援助職に求められる広い視点、職業倫理と豊かな人間性を兼ね備えた人

【カリキュラムポリシー】

ディプロマ・ポリシーに掲げる知識、技能を修得させるために精神保健福祉科の特色を活かしたカリキュラムを定め、以下の教育内容を実践します。

1. ソーシャルワークに必要な精神保健福祉・社会福祉の制度・政策に関する幅広い知識を習得するためのカリキュラムとしている。
2. 基礎的な科目から専門的な科目へ段階的に学ぶカリキュラム構成としている。
3. ソーシャルワーカーとして実践力の獲得を身につける科目を配置する。
4. 将来、希望する専門職に就くために、2年次より、精神保健福祉を学ぶ「精神保健福祉コース」と農福連携を学ぶ「農福連携ソーシャルワークコース」からどちらかを選択して深く学ぶカリキュラムとしている。
5. 講義・演習の科目の他に1年次には社会福祉主事实習、社会福祉施設における実習、「精神保健福祉コース」では、2年次に社会福祉施設における実習、3年次には精神科病院・事業所における実習、「農福連携ソーシャルワークコース」では2、3年次に農業を通じた就労支援事業所の実習や流通を学ぶ販売・加工実習を行い、各学年を通じて実践力を獲得する実習カリキュラムとしている。
6. 資料・文献の読解力、コミュニケーション能力を養うための科目を配置する。

【アドミッションポリシー】

札幌心療福祉専門学校 精神保健福祉科は学園の建学の精神並びに教育理念の下、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定し教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲等を備えた学生を求める。

1. 本学園の教育理念に興味と関心を持ち、本学の学修の目的を理解し学ぶ意欲を有する人
2. 将来、精神保健福祉士・社会福祉士として社会貢献する意欲がある人
3. 対人マナーや規律の遵守などの基本的態度や協調性、コミュニケーション能力を有する人
4. 自主的に学ぼうとする探求心を持って、学習することができる人
5. 自己理解を深め、自身の資質を向上しようとする姿勢を持つ人

Ⅱ 学則

札幌心療福祉専門学校学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、人間としてさわやかで思いやりに満ちた心をもって献身的に社会に奉仕できる医療機関の管理部門、福祉、経営各部門のスペシャリスト養成を目的として、必要な知識及び技能を習得させるため学校教育法に基づき教育を行う。

(名 称)

第 2 条 本校は、札幌心療福祉専門学校と称する。

(位 置)

第 3 条 本校は、札幌市中央区北 2 条西 2 0 丁目 2 番 2 8 号におく。

(自己点検、自己評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程、学科、修業年限、収容定員、在学年限

(課程、学科、修業年限、収容定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに収容定員は、次のとおりとする。

分野	課程	学 科	昼夜 の別	修業 年限	収 容 定 員 (人)				学級数
					第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	合 計	
教育社 会福祉	専門	精神保健福祉科	昼間	3 年	4 0	4 0	4 0	1 2 0	3
合 計								1 2 0	3

2 一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、4 0 人を標準とする。

3 精神保健福祉科には、社会福祉主事養成カリキュラムを含む。

(在学年限)

第 6 条 学生は、前条の規定により定められた修業年限の 2 倍に相当する期間を超えて在学することができない。ただし、休学期間はそれを算入しない。

第3章 学年、学期及び休業日等

(学年、学期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏季休業日(25日間を標準とする)
- (4) 冬季休業日(25日間を標準とする)
- (5) 春季休業日(20日間を標準とする)
- (6) 創立記念日

2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数、単位時間)

第9条 本校の教育課程及び授業時数は別表第1のとおりとする。

2 別表第1に定める授業時数の1単位時間は、45分とする。

(授業時数の単位数への換算)

第10条 授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、専修学校設置基準(又は大学設置基準第21条第2項)に基づき換算するものとする。但し、指定されている各養成所指導要領に定める特定の科目についてはこの限りでない。

(授業の開始及び終了)

第11条 授業の開始及び終了の時刻は、校長が別に定める。

(履修、修得)

第12条 本校の学生は、別表第1に定める教育課程のすべての授業科目を履修しなければならない。

2 履修の認定は、当該科目の授業時数の80%以上の出席をもってする。但し、資格取得のために指定された特定の科目についてはこの限りでない。

- 3 履修した科目の評定が『可』以上のとき、その科目を修得したものとする。

(試験等の実施)

第13条 試験等は、教育課程の定めるところにより履修が認定された科目に対して実施する。

- 2 試験の実施に関する事項は別に定める。

第14条 評価は、試験（論文を含む）の成績、平素の学習状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 成績評定は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、『可』以上を合格、『不可』は不合格とする。

(進級、課程修了、卒業)

第15条 校長は、教育課程に定める各学年の履修すべき科目のすべてを修得した者に対して、学年の進級及び課程の修了を認定する。

- 2 本校所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者には、卒業証書（別記第1号様式）を授与する。

(称号の授与)

第16条 前条により課程を修了した者には、専門士の称号を授与する。

(教職員組織)

第17条 本校に校長、教員、助手、事務職員、その他必要な教職員を置く。

- 2 本校の円滑な運営を図るために、教職員会議、入試選考会議、進級認定会議、卒業認定会議を設置する。

- 3 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督するほか、必要に応じて他の会議や委員会等を設置することができる。

第5章 入学、休学、退学及び除籍

(入学時期)

第18条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本校の入学資格は次のとおりとする。

学校教育法第90条の規定により大学に入学することができる者。

(出願手続)

第20条 本校に入学を志願する者は、本校指定の期日までに、本校所定の書類に入学検定料を添えて校長に提出しなければならない。

- 2 外国人は、前項に加えて在留カードまたは特別永住者証明書を提出しなければならない。

(入学者の選考)

第21条 前条の手続きを終了した者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。

- 2 選考による合格者の決定は、入学者選考会議を経て校長が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第22条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金を納付しなければならない。

- 2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。
- 3 入学の許可を受けた者は、所定の期日までに本校所定の書類を提出しなければならない。

(入学許可の取消し)

第23条 校長は、正当な理由がなく、前条に規定する入学手続きをしない者に対し、入学の許可を取り消すことができる。

(転入学、編入学)

第24条 本校への転入学、編入学を希望する者がある場合は、科目の学習進度が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

- 2 精神保健福祉科への転入学、編入学は、これを認めない。

(休学)

第25条 学生が疾病、その他やむを得ない理由により、90日以上修学することができない場合は、その事由を記載した所定の休学願を提出して、校長の許可を受けなければならない。ただし、疾病によるときは医師の診断書を添えるものとする。

- 2 休学期間は、1年を超えてはならない。ただし特別な事情がある者には、引き続き休学を許可することがある。
- 3 学生が心身の故障のため、長期の休養を要すると認められたときは、校長は休学を命ずることがある。
- 4 休学者は、休学期間に応じた在籍料を納めなければならない。
- 5 休学者は、休学期間中の授業料を免除する。ただし、途中で復学した者は、復学した日の属する期の授業料等を納めなければならない。
- 6 学生が休学期間満了後もなお復学出来ないときは、校長は退学を命ずることがある。

(復学)

第26条 休学理由が消滅した場合、休学期間中であっても校長の許可を受けて復学することができる。また、休学期間が消滅した場合は、直ちに復学願を提出しなければならない。

(退学)

第27条 退学をしようとする者は、その事由を記載した所定の退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第28条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教職員会議の議を経て除籍することができる。

(1) 長期にわたる欠席又は病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者。

(2) 正当な理由がないのに授業料等の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者。

(3) 定められた在学期間を経過した者。

(4) 死亡した者、又は行方不明の者。

第6章 入学金及び授業料等

(納付金)

第29条 本校の入学金、授業料等は、別表第2のとおりとする。

(授業料等の納入)

第30条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生、保護者が授業料等の納入を怠ったときは、保証人が代納しなければならない。

(納付金の不還付)

第31条 授業料等の既納の納付金は、納付後いかなる理由があっても返還しない。

(教材費等)

第32条 教材費等は実費を徴収する。

(校友会費等)

第33条 校友会活動等に要する費用で、その徴収の委託を受けたものについては、授業料等と同時に徴収することがある。

第7章 賞 罰

(褒 賞)

第34条 学生が成績、性行ともに優れ、他の模範となる者について褒賞することができる。

(懲 戒)

第35条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の学生の本分に反する行為があった場合などにおいて、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 附帯教育事業

(附帯する教育事業)

第36条 本校は、専修学校教育のほか附帯教育事業として、次の教育を行う。

目 的	態 様	修業期間	収容定員
本校が設置する学科の施設・設備・教員の能力・経験等、本学の豊富な教育リソースを本科生のみならず広く一般に開放することにより、生涯学習のニーズの高まりに応えることを目的とする。	介護職員養成研修講座	3ヶ月	40名
	介護基礎講座	3ヶ月	40名
	ボランティア講座	3ヶ月	40名
	リカー対策講座	3ヶ月	40名
	就職教養講座	3ヶ月	40名
	ビジネスキャリアアップ講座	3ヶ月	40名
	生活教養講座	3ヶ月	40名
	生活デザイン講座	3ヶ月	40名

2 附帯教育事業に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 そ の 他

(健康診断)

第37条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第10章 雑 則

(施行細則)

第38条 この学則の実施についての細則は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 第 15 条に規定する別記第 1 号様式は、専門士に関する推薦申請を平成 10 年 7 月に行い、平成 10 年度卒業生より適用する。
- 3 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。
(校名変更及び学科名等の変更)
- 4 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。
(学科の廃止)
- 5 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。
(カリキュラム及び学科名の変更)

ただし、第 4 条の規定にかかわらず平成 13 年度については各学年の定員は次のとおりとする。

分野	課程	学 科	昼夜 の別	修業 年限	収 容 定 員 (人)			
					第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	合 計
商 業 実 務	専 門	医療システム科	昼間	2 年	0	4 0	—	4 0
商 業 実 務	専 門	医療事務科	昼間	2 年	4 0	0	—	4 0
教育社 会福祉	専 門	精神保健福祉科	昼間	3 年	4 0	4 0	4 0	1 2 0
合 計								2 0 0

- 6 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。
(カリキュラムの変更)
- 7 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。
(学則の条文、文言等の統一)
- 8 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。
(カリキュラムの変更)
- 9 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。
(授業料等の変更及び条文の整理)
- 10 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
(カリキュラムの変更及び学科の廃止)
- 11 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
(カリキュラムの変更、附帯教育事業の変更及び学則条文の整理)
- 12 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。
(カリキュラムの変更)
ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 13 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
(授業料等の変更、附帯教育事業の変更)
ただし、平成 25 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、第 29 条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 14 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
(附帯教育事業の変更)

- 15 この学則は、平成28年 4月 1日から実施する。
(学習の評価、評定及び出願手続の変更)
ただし、平成28年3月31日以前に入学した学生については、第14条第2項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 16 この学則は、平成29年 4月 1日から実施する。
(卒業証書別記第1号様式の変更)
- 17 この学則は、令和 2年 4月 1日から実施する。
(学習の評価、評定及び出願手続、納付金の変更)
- 18 この学則は、令和 3年 4月 1日から実施する。
(カリキュラムの変更)
ただし、令和3年3月31日以前に入学した学生については、第9条第1項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 19 この学則は、令和 5年 4月 1日から実施する。
(カリキュラムの変更)
ただし、令和5年3月31日以前に入学した学生については、第9条第1項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 20 この学則は、令和7年4月1日から実施する。
(教職員の組織、運営の変更、休学の変更、納付金の変更)
ただし、令和7年3月31日以前に入学した学生については、第25条第4項の規定、第29条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

別表第1(第9条関係) 教育課程

教育課程 精神保健福祉科(昼間)

科目		区分	形式	1年次	2年次	3年次	合計
共通科目	医学概論	必修	講義	30			30
	心理学と心理的支援	必修	講義	60			60
	社会学と社会システム	必修	講義			30	30
	社会福祉の原理と政策	必修	講義	60			60
	社会福祉行政論	必修	講義			30	30
	社会福祉調査の基礎	必修	講義			30	30
	ソーシャルワークの基盤と専門職	必修	講義	30			30
	ソーシャルワークの理論と方法	必修	講義	60			60
	地域福祉と包括的支援体制	必修	講義	60			60
	社会保障Ⅰ	必修	講義	30			30
	社会保障Ⅱ	必修	講義		30		30
	障害者福祉	必修	講義	60			60
	権利擁護を支える法制度	必修	講義		30		30
	刑事司法と福祉	必修	講義			30	30
	ソーシャルワーク演習(共通)	必修	演習	30			30
	福祉事務所運営論	必修	講義			30	30
	保健体育・レクリエーションⅠ	必修	演習	30			30
	保健体育・レクリエーションⅡ	必修	演習		30		30
	介護概論	必修	講義	60			60
	経済学	必修	講義			30	30
	ソーシャルワーク実習	必修	実習	30			30
社会福祉専門科目	ソーシャルワークの基盤と専門職(社会福祉専門)	必修	講義		30		30
	ソーシャルワークの理論と方法(社会福祉専門)	必修	講義		60		60
	福祉サービスの組織と経営	必修	講義			60	60
	高齢者福祉	必修	講義	60			60
	児童・家庭福祉Ⅰ	必修	講義		30		30
	児童・家庭福祉Ⅱ	必修	講義			30	30
	貧困に対する支援	必修	講義		30		30
	保健医療と福祉	必修	講義	30			30
	ソーシャルワーク演習(社会福祉専門)Ⅰ	必修	演習	60			60
	ソーシャルワーク演習(社会福祉専門)Ⅱ	必修	演習		60		60
	ソーシャルワーク実習指導(社会福祉)Ⅰ	必修	演習	30			30
	ソーシャルワーク実習指導(社会福祉)Ⅱ	必修	演習		60		60
精神保健福祉コース	ソーシャルワーク実習(社会福祉)Ⅰ	必修	実習	40			40
	ソーシャルワーク実習(社会福祉)Ⅱ	必修	実習		200		200
	精神医学と精神医療	選択	講義		60		60
	現代の精神保健の課題と支援		講義			60	60
	精神保健福祉の原理		講義		60		60
	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅰ		講義		30		30
	ソーシャルワークの理論と方法(精神専門)Ⅱ		講義			30	30
	精神障害リハビリテーション論		講義			30	30
	精神保健福祉制度論		講義		60		60
	ソーシャルワーク演習(精神専門)Ⅰ		演習		30		30
	ソーシャルワーク演習(精神専門)Ⅱ		演習			60	60
	ソーシャルワーク実習指導(精神)Ⅰ		演習		30		30
	ソーシャルワーク実習指導(精神)Ⅱ		演習			60	60
	ソーシャルワーク実習(精神)		実習			210	210
	社会・精神福祉総論Ⅰ		講義		20		20
	社会・精神福祉総論Ⅱ		講義			60	60
	情報Ⅰ		演習		30		30
	情報Ⅱ		演習			30	30
	医事会計		講義			30	30
	記録の基礎と活用		講義		30		30
農福連携ソーシャルワークコース	ソーシャルスキル論Ⅰ	選択	講義		60		60
	ソーシャルスキル論Ⅱ		講義			60	60
	農福連携における精神保健福祉演習		演習			30	30
	農福連携における精神保健福祉総論		講義			60	60
	農福連携の実践Ⅰ		演習		60		60
	農福連携の実践Ⅱ		演習			30	30
	フィールドワーク演習Ⅰ		演習		60		60
	フィールドワーク演習Ⅱ		演習			60	60
	フィールドワークⅠ		演習		170		170
	フィールドワークⅡ		演習			210	210
	農福連携を支えるプロフェSSIONナルたち		講義			60	60
	農福連携に役立つ資格と知識		講義			60	60
特設科目	社会福祉総論	必修	講義	15			15
	カウンセリングの実践	必修	講義	30			30
	手話	必修	演習	30			30
	介護技術	必修	演習	30			30
	接遇マナー	必修	演習	15			15
合計	精神保健福祉コース			880	910	840	2,630
	農福連携ソーシャルワークコース			880	910	840	2,630

別表第 2（第 2 9 条関係）

費 目	精神保健福祉科
入学金（入学時）	2 0 0 , 0 0 0
授 業 料 （年額）	1 , 0 4 0 , 0 0 0
入学検定料	2 5 , 0 0 0

※ 授業料は4期（3月、6月、9月、12月）に分けて納入

※ 休学在籍料は1期につき15,000円

別記第 1 号様式（第 1 5 条関係）

第 号	割 印	学校法人西野学園 札幌心療福祉専門学校 令和〇年〇月〇日 ことを認める により専門士（〇〇〇専門課程）と称する （平成六年文部省告示第八十四号） 卒業証書を授与し 文部大臣告示 による職業実践専門課程）を修めたので （平成〇〇年文部科学大臣告示第〇〇号 （昼間・修業年限〇年）の所定の課程 右の者は本校専門課程〇〇〇〇科	校 印	卒 業 証 書
	校長 〇 〇 〇 〇 印		平成〇年〇月〇日生	氏 名

Ⅲ 学習等に関わる規則

1 目 的

この規則は、学則および教務規程の定めるところにより、本校の日課、科目の履修・修得、進級および卒業の認定、学習の評価・評定等学習に関わる事項について定める。

2 日 課

(1) 日課は、次のとおりとする。

時 限	授業時間帯	時 限	授業時間帯
SHR	9 : 00 ～ 9 : 10	3 時限	13 : 10 ～ 14 : 40
1 時限	9 : 10 ～ 10 : 40	4 時限	14 : 50 ～ 16 : 20
2 時限	10 : 50 ～ 12 : 20	5 時限	16 : 30 ～ 18 : 00
昼休み	12 : 20 ～ 13 : 10		

(2) 事情により授業時間帯を変更することがある。

3 欠席、公欠、遅刻、早退

欠席、遅刻、早退は、次の各号のとおりとし、「欠席届（様式 G06）」「公欠届（様式 G07）」あるいは「遅刻・早退届（様式 G08）」に理由を記入し提出する。

(1) 授業開始時に不在の場合、当該科目は欠席とする。ただし、授業開始後 15 分以内に出席の時は、遅刻とする。また、授業終了前 15 分以内の退出は早退とする。

(2) 当該科目内での遅刻、早退は、併せて 3 回をもって 1 時限の欠席とする。

(3) 次の理由による場合は公欠とし、出席扱いとする。

ア 学校保健安全法および関係法令の定めに基づく出席停止（学校感染症）

学校保健安全法施行規則に定める期間を出席停止とする。

※出席停止期間終了後、診断書などを添付して所定の「公欠届（様式 G07）」を提出する。

イ 結婚・忌引き・法要等による欠席、遅刻、早退

・結婚 2 親等以内 2 日

・忌引 1 親等（両親） 7 日

2 親等（祖父母、兄弟姉妹） 3 日

3 親等（曾祖父母、おじ、おば） 2 日

・法要 3 親等以内 1 日

※ただし、移動日は、交通手段などの学生の事情により校長が判断し認める。

ウ 諸活動

・資格試験

学校の指定する試験のため必要な日数（移動日を含む）

・就職活動

学校が認めた企業訪問および就職試験のため必要な日数（移動日を含む）

・その他

特に校長が認めた期間

※イ、ウについては、原則として前日までに所定の「公欠届（様式 G07）」を提出する。

エ 交通機関の障害等（災害・事故等）

4 履 修

- (1) 学則で定める教育課程のすべての科目を履修しなければならない。
- (2) 履修は、当該科目の授業時数を満たす時限の 80%以上の出席をもって認定する。なお、学則第 12 条 2 の資格取得のために指定された特定の科目は当面の間設置しない。
- (3) 当該科目の出席時数が授業時数の 80%に満たない場合、補講により不足時数を補充したとき、その科目の履修を認定する。
- (4) 補講は、病気療養等による出席時数不足の者が、補講受講願（様式 G09）を提出し、受理されたときに実施する。なお、学外実習については別に定める。
- (5) 学習の進捗状況などにより、教育課程で定められた以外に補習授業を行なうことがある。
※（2）、（3）については資格取得のために指定された特定の科目についてはこのかぎりではない。

5 補講手数料

補講手数料は、1 科目 1 回につき次のとおりとする。

手数料が納入されないときは、補講を受講することができない。

補講	3,000 円	・授業を病気療養等以外の理由で欠席した場合
	1,000 円	・授業を病気療養等で欠席した場合（診断書等を提出）

6 定期試験

定期試験は、その年次の履修すべき科目について、その科目の履修が認定された者に対して実施する。ただし、科目によっては評価資料（レポート等）をもって替えることがある。

7 追試験

- (1) 追試験は、次の場合により定期試験または追試験を受験できなかった者について、追試験受験願（様式 G10）により実施する。
 - ア 公欠による欠席の場合
 - イ 病気療養等による欠席の場合（医師の診断書等添付）
 - ウ 履修が認定されず定期試験を受験できなかった場合で、補講受講願が受理され、不足時数を補ったとき
- (2) 追試験の科目評定は、定期試験と同様とする。

8 再試験

- (1) 再試験は、次の場合、再試験受験願（様式 G10）により受験の承認を得て実施する。
 - ア 科目の評価が 60 点に達していない場合
 - イ 定期試験または追試験を公欠あるいは病気療養等以外により欠席した場合
 - ウ 再試験を公欠により欠席した場合
 - エ 再試験を病気療養等により欠席した場合（医師の診断書等添付）
- (2) 再試験の実施は原則 1 回とし、再試験により合格した科目の評定は「可」とする。
- (3) 再試験を正当な理由なく欠席した者は、当該科目の認定を認めないことがある。

9 試験の実施時期等

- (1) 試験は、あらかじめ科目名、実施日時・場所を告知および掲示して実施する。
- (2) 定期試験は、当該科目が終了した適切な時期に実施する。
- (3) 追試験・再試験は、定期試験実施後適切な時期に実施する。

10 受験手数料

追試験および再試験の受験手数料は、1科目1回につき次のとおりとする。

手数料が納入されないときは、追試験または再試験を受験することができない。

追試験	有料 (1,000 円)	・ 定期試験を病気療養等で欠席した場合 (医師の診断書等添付)
	無料	・ 定期試験あるいは追試験を公欠で欠席した場合 ・ 履修が認定されず定期試験を受験できなかった場合で、補講受講願が受理され、不足時数を補ったとき
再試験	有料 (2,000 円)	・ 科目の評価が 60 点に達していない場合 ・ 定期試験を公欠または病気療養等以外の理由により欠席した場合
	無料	・ 再試験を公欠および病気療養等により欠席した場合 (医師の診断書等添付)

11 試験に係わる注意事項

試験を受ける学生は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 試験場では、監督者の指示に従い不必要なものは携行しない。
- (2) 試験開始後 15 分以上遅刻した者は、試験を受けることができない。
- (3) 試験開始後 30 分を経過しなければ退室することができない。
- (4) レポート等の課題の提出による試験にあっては、提出期限までに提出しない場合は、試験欠席に準じた処置を講ずるものとする。
- (5) 追試験、再試験を受験する場合、受験開始時に受験票（兼領収書）を提示しなければならない。

12 試験に係わる不正行為

受験中に不正行為を行った者の当該科目の評価は 0 点とする。なお、指導措置においては学則第 35 条に則り、懲戒を加えることがある。

13 評 価

- (1) 学習成績の評価は、別に定める試験（論文を含む）、または実習・演習などの成績ならびに平素の学習活動全般から得られる評価資料（レポート等）に基づいて総合的に行う。
- (2) 科目の成績の総合評価は、100 点法をもって行う。
- (3) 再試験により 60 点以上の評価を受けたとき、評価点は 60 点とする。

14 評 定

- (1) 科目の評定は、秀・優・良・可・不可の 5 段階をもって行う。
- (2) 評定は、総合評価に基づいて、次により 5 段階表示する。

評 定	総 合 評 価
秀	100 点 ～ 90 点
優	89 点 ～ 80 点
良	79 点 ～ 70 点
可	69 点 ～ 60 点
不 可	59 点以下

15 修 得

当該科目の履修が認定され、かつ科目の成績評定が「可」以上のとき、その科目を修得したものととする。

16 履修状況等の通知

評定および出席状況等の教育活動の成果は、必要に応じて父母等に通知する。

17 評価平均

評価平均は、当該学年で修得した全ての科目の総合評価の平均である。原級留置により同じ科目を再度修得した場合は、最新の成績に基づいて評価平均を算出する。なお、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。

18 進級の要件

当該学年の履修すべき科目のすべてを修得し、所定の学校納入金が納められている者に対して上級学年への進級を認める。

19 卒業の要件

履修すべき科目のすべてを修得し、所定の学校納入金が納められている者に対して、卒業証書を授与し、専門士と称することを認める。

20 原級留置

進級または卒業できない者は、原級に留まり、当該学年におけるすべての科目を改めて履修しなければならない。

21 褒 賞

本校の褒賞は次のとおりとし、卒業証書授与式において、賞状を授与する。

- (1)「学校長賞」 特に品行方正で成績が優秀と認められる者
- (2)「努 力 賞」 努力の成果が顕著である者
- (3)「精 勤 賞」 修業年限の間で出席率98%以上の者
- (4)その他、成績、性行ともに優れ他の学生の模範になる者